

岐 阜 県 公 報

目 次

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会) 九八五^{ページ}

告 示

道路の区域変更

(道路維持課) 九八六

道路の供用開始

(同) 九八六

監査委員告示

定期監査の結果に基づいて講じた措置

(監査委員) 九九〇

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 九九五

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業流通課) 九九五

県営土地改良事業計画の決定

(農地計画課) 九九六

公共測量の実施

(用地課) 九九六

異種目換地の指定

(西濃農林事務所) 九九六

指定管理者の指定

(スポーツ健康課) 九九七

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十五日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第四号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則(昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第一の三公安委員会の部警察本部の項中、「警察航空隊長」を削り、「監察官、総括情報管理官、管理官、管理監」を「管理官、管理監、監察官、公安委員会事務室長、総括情報管理官」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第 二 千 二 百 三 十 二 号
平 成 二 十 三 年 三 月 十 五 日

(火曜日)

告示

岐阜県告示第百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年三月十五日から一週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
国道	北方 真正線 大野	本巢市政田字北浦二六五 八番七地先から	同市同字同二四三 〇番地先まで	別前 後	九六〇 元〇	六九〇	国道田 之上屋 井線と 一部重 用

岐阜県告示第百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年三月十五日から一週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
国道	田之上 井線	本巢市政田字清水二五七 七番六地先から	同市同字東辻之内二 六九六番地先まで	別 前 後	六二〇 三〇	六二〇	国道北 方真正 大野線 と一部 重用

岐阜県告示第百六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年三月十五日から一週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
国道	中之元 古川線	揖斐郡大野町大字瀬古字松 一 番地先から	同郡同町大字同字天 王前二五六番一 地先まで	延 長 （メ ートル）	五八	平成 三・三・五	平成 二〇・八・八

岐阜県告示第百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年三月十五日から一週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区	間	区域 変更 前後	敷地の幅 員(メートル)	延長 員(メートル)	備考
県道	可土 児岐 線	可児市下恵土字宮前五 三三番一地从先から	同 市同 字同 五六 三番一地从先まで	前 二・八 後 三・八	二・八 二・九	二・五	

岐阜県告示第百六十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年三月十五日から一週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区	間	区域 変更 前後	敷地の幅 員(メートル)	延長 員(メートル)	備考
県道	犬御 山高 線	可児市下恵土字宮前五 三三番一地从先から	同 市同 字同 五六 二九番一地从先まで	前 一七・二 後 一七・二	一七・二 一七・二	三・二	

岐阜県告示第百六十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年三月十五日から一週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区	間	延長 員(メートル)	供用開始 の期日	備考
県道	可土 児岐 線	可児市下恵土字宮前五 三三番一地从先から	同 市同 字同 五六三 一番一地从先まで	二・五	平成 三・三・二五	平成 三・三・二五

岐阜県告示第百六十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年三月十五日から一週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区	間	延長 員(メートル)	供用開始 の期日	備考
道の種類	路線名	区	間	延長 員(メートル)	供用開始 の期日	備考

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(決定期限又は変更の告示年月日)
高宝山線	高山市丹生川町折敷地字井ノ口四四八番七地先から同市同町同字切石四三八番五地先まで		四五〇	平成三三・三二五	平成二二・二一六

岐阜県告示第百六十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年三月十五日から一週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(決定期限又は変更の告示年月日)
朝日線	高山市朝日町胡桃島字与十郎四二六番一地先地内		三三〇・六	平成三三・三二五	平成二〇・三一八
朝日線	高山市朝日町胡桃島字与十郎四二六番一地先地内		一〇・六		

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第十二項の規定により、岐阜県知事等関係機関から平成二十一年度定期監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成二十三年三月十五日

岐阜県監査委員 伊藤 正博
 岐阜県監査委員 矢島 成剛
 岐阜県監査委員 帆谷 信一
 岐阜県監査委員 水谷 雄二
 岐阜県監査委員 神戸 正雄

監査の結果に基づき知事等が講じた措置について
 平成22年度定期監査の結果は次のとおりであり、是正又は改善の措置を講じるよう求めたところ、すべての機関から措置を講じたとの通知を受けた。

1 定期監査の結果

区分	監査結果件数(件)	
	うち前年度と同様の事案があつたもの(件)	
指摘事項	64	5
指導事項	140	
本課検討事項	3	
計	207	5

2 指摘事項に基づき知事等が講じた措置の概要

64件の指摘事項に対し、すべての機関から措置を講じたとの通知を受けた。

総務部		
機関名	監 査 結 果	講 じ た 措 置
東京事務所	旅費の過大支給	過払の戻入、事務処理の見直し
歴史資料館	収入科目の誤り及び調定時期の遅延	科目の更正、事務処理の見直し

総合企画部

機関名	監 査 結 果	講 じ た 措 置
市町村課	確認がないまま賃金を支出	事務処理の見直し

健康福祉部

機関名	監 査 結 果	講 じ た 措 置
健康福祉政策課	時間外勤務手当の過大支給	過払の戻入、事務処理の見直し
医療整備課	前年度に引き続き督促状の発行遅延（岐阜県総合医療センター）	事務処理の見直し
	行政財産の目的外使用許可の手續不備及び使用料の未請求（多治見病院）	使用許可手續の実施、使用料の徴収
	旅費の過大支給（多治見病院）	過払の戻入、事務処理の見直し
	契約方法の不備（看護大学）	事務処理の見直し
岐阜保健所	時間外勤務手当の過大支給及び支払不足	過払及び支払不足の調整、事務処理の見直し
岐阜保健所本巢・山県センター	時間外勤務手当の過大支給及び支払不足	過払の戻入及び支払不足の追給、事務処理の見直し
精神保健福祉センター	旅費の過大支給	過払の戻入、事務処理の見直し

中央子ども相談センター	負担金及び延滞金の管理が不適正	徴収手續の実施、事務処理の見直し
東濃子ども相談センター	延滞金の管理が不適正	事務処理の見直し
飛騨子ども相談センター	延滞金の管理が不適正	事務処理の見直し
わかあゆ学園	時間外勤務手当の過大支給	過払の戻入、事務処理の見直し

商工労働部

機関名	監 査 結 果	講 じ た 措 置
情報科学芸術大学院大学	請書の未徴収	請書の徴収、事務処理の見直し
	確認がないまま賃金を支出	事務処理の見直し

農政部

機関名	監 査 結 果	講 じ た 措 置
農産園芸課	調定時期の遅延	事務処理の見直し
岐阜農林事務所	時間外勤務手当の過大支給	過払の戻入、事務処理の見直し
揖斐農林事務所	県有自動車の処分事務が不適正	還付手續の実施、事務処理の見直し
東濃農林事務所	時間外勤務手当の過大支給	過払の戻入、事務処理の見直し
下呂農林事務所	時間外勤務手当の過大支給	過払の戻入、事務処理の見直し
国際園芸アカデミー	検査がないまま契約代金を支出	事務処理の見直し

県土整備部

県土整備部		
-------	--	--

機関名	監 査 結 果	講 じ た 措 置
大垣土木事務所	調定の遅延及び督促発行の遅延 委託契約の計算誤りによる支払不足	事務処理の見直し 支払不足の支出手続、事務処理の見直し
揖斐土木事務所	委託契約の計算誤りによる支払不足 旅費の過大支給	支払不足の支出手続、事務処理の見直し 過払の戻入、事務処理の見直し
美濃土木事務所	道路占用料の過大徴収	事務処理の見直し
郡上土木事務所	時間外勤務手当の過大支給 前年度に引き続き契約情報の公表不備	過払の戻入、事務処理の見直し 契約情報の公表、事務処理の見直し
多治見土木事務所	県有自動車の処分事務が不適正	還付手続の実施、事務処理の見直し
恵那土木事務所	時間外勤務手当の過大支給	過払の戻入、事務処理の見直し
高山土木事務所	前年度に引き続き県有自動車の処分事務が不適正	事務処理の見直し
都市建設部		
機関名	監 査 結 果	講 じ た 措 置
公共建築住宅課	前年度に引き続き延滞金の管理が不備、延滞金徴収の検討が不十分なままシステム改修	事務処理の見直し
東濃建築事務所	県有自動車の処分事務が不適正	還付手続の実施、事務処理の見直し
飛騨建築事務所	県有自動車の処分事務が不適正	事務処理の見直し

主な監査結果に対する講じた措置の内容は、次のとおり。

機 関 名	公共建築住宅課
監 査 結 果	<p>県営住宅の使用料については、岐阜県県営住宅条例第15条第2項に基づき、毎月未までにその月分の使用料を納入することとされ、納期限までに納入しない者があるときは、地方自治法及びこれに基づく岐阜県税外収入延滞金徴収条例の定めるところにより、延滞金を徴収することとされている。</p> <p>平成20年度定期監査において、県営住宅使用料に係る延滞金の徴収状況をみたところ、条例に基づく徴収手続を行っていないなかったため、公平性及び合規性の観点から検討を求めた。</p> <p>平成21年度定期監査において、その後の状況を確認したところ、県営住宅使用料を管理する県営住宅管理システムが延滞金を計算する仕様となっていないこともあって延滞金の額を把握しておらず、延滞金の徴収手続を行っていないなかったため、適正に処理されるよう指摘した。</p> <p>こうした経緯を踏まえ、平成22年度定期監査において、状況を確認したところ、延滞金計算機能の付加を含めたシステム改修を、平成22年12月を期限として15,960,000円で委託していたが、延滞金を徴収することについて結論が出たおらず、徴収手続は行われていなかった。</p> <p>条例で徴収することが定められている延滞金の徴収手続が行われていないこと及び延滞金を徴収することについて検討が十分されないまま延滞金計算機能を付加させるシステム改修を行っていることは、公平性、合規性及び経済性の観点から極めて不適当であることから、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>
講じた措置	<p>延滞金の徴収については、「健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること」との公営住宅法（昭和26年法律第193号）の目的、他の都道府県等の取扱等を踏まえ、慎重に検討を進めている。</p> <p>現在、延滞金計算機能の付加を含めた新システム開発を実施しており、平成23年度中に実際の徴収を開始する予定である。</p>

ぎふ清流国体推進局

機関名	監査結果	講じた措置
総務企画課	補助金の過大交付	補助金の一部返還、事務処理の見直し
振興局		
機関名	監査結果	講じた措置
中濃振興局中濃事務所	補助金の実績確認が不適正	事務処理の見直し
東濃振興局	時間外勤務手当の過大支給	過払の戻入、事務処理の見直し
教育委員会		
機関名	監査結果	講じた措置
岐阜教育事務所	旅費の過大支給	過払の戻入、事務処理の見直し
可茂教育事務所	旅費の過大支給	過払の戻入、事務処理の見直し
博物館	物品登録、現物実査など物品管理が不適正	物品登録及び現物実査の実施に向けた調整
	つり銭の取扱事務が不適正	事務処理の見直し
	行政財産の目的外使用許可で管理費の未徴収	事務処理の見直し
現代陶芸美術館	調定時期の遅延	事務処理の見直し
	つり銭の取扱事務が不適正	事務処理の見直し
	行政財産の目的外使用許可で使用料を過大徴収	事務処理の見直し
岐阜農林高等学校	旅費の過大支給	過払の戻入、事務処理の見直し

岐阜工業高等学校	取得建物の未登記	建物の登記、事務処理の見直し
大垣東高等学校	債権者の誤り及び支払の遅延	誤った支払先からの戻入及び正当債権者への支払、事務処理の見直し
大垣商業高等学校	債権者の誤り及び支払の遅延	誤った支払先からの戻入及び正当債権者への支払、事務処理の見直し
大垣桜高等学校	旅費の過大支給	過払の戻入、事務処理の見直し
大垣桜高等学校	前年度に引き続き債権者の誤り及び調定時期の遅延	誤った支払先からの戻入及び正当債権者への支払、事務処理の見直し
海津明誠高等学校	旅費の過大支給	過払の戻入、事務処理の見直し
加茂高等学校	補助金の実績確認が不適正	事務処理の見直し
加茂農林高等学校	現物実査が不適正	物品廃棄手続の実施、事務処理の見直し
八百津高等学校	旅費の過大支給	過払の戻入、事務処理の見直し
多治見工業高等学校	旅費の過大支給	過払の戻入、事務処理の見直し
恵那南高等学校	延滞金の管理が不適正	徴収手続の実施、事務処理の見直し
	旅費の過大支給	過払の戻入、事務処理の見直し
中津高等学校	現金の取扱事務が不適正	事務処理の見直し
	補助金の確認等が未実施	事務処理の見直し
飛騨特別支援学校高山日赤分校	旅費の過大支給	過払の戻入、事務処理の見直し

主な監査結果に対する講じた措置の内容は、次のとおり。

機 関 名	博物館
監 査 結 果	<p>県有備品の管理については、岐阜県会計規則では、物品登録を行ったうえで物品一覧表等を備えることを定めている。また、毎年度1回以上、管理する物品を物品一覧表等と照合しなければならないと定められており、物品の現物実査実施要領では、機関の長が総括責任者として現物実査を指示し、結果の報告を受け、これを承認することになっている。</p> <p>博物館における物品の管理事務について確認したところ、次の事項が認められた。</p> <p>1 博物館では平成21年6月に行った現物実査においては、1,611件の物品について確認し、物品一覧表上での登録漏れは1件のみとしていた。その後、平成21年度末に現物を確認することなく現存する資料等を基に、過去に購入、寄贈等により受入れを行った物品84,894件が存在すると、件数のみ物品登録を行っていた。</p> <p>2 博物館では「岐阜県博物館資料取扱要項」を定め、100万円未満の購入物品については特例として、購入以外（寄贈、受託等）の物品については評価額の算定が困難であるとして、個々の物品ごとに名称、保管場所及び評価額等を登録するのではなく、考古、美術工芸等の分野ごとに数量のみを登録する件数管理を行っていた。</p> <p>しかしながら、評価が困難な物品であっても物品1件ごとに適正な管理が必要であり、要項の定める件数管理では適正な管理が行われているとはいえない状況であった。現にこれらの物品の中には美術工芸品（図画、刀剣、陶器等）等の一定の価値があり、適正な評価が必要であるものが含まれていた。</p> <p>博物館においては、物品登録、現物実査を含めた物品の管理体制に万全を期し、「岐阜県博物館資料取扱要項」については、その見直しを検討されたい。</p>
講じた措置	<p>平成21年度末に物品登録を行った博物館資料84,894件の現物実査については、膨大な物品件数であることから、関係機関と調整し、今年度中に完了する方針である。</p> <p>また、美術工芸品の評価については、他館等の例を参考に、資料評価委員会（仮称）の立ち上げなど、資産評価の適正化を図るシステムを検討するとともに、評価額が100万円未満のものについても物品登録を行う方向で、「岐阜県博物館資料取扱要項」の見直しを検討する。</p>

機 関 名	加茂農林高等学校							
監 査 結 果	<p>県有備品の管理については、岐阜県会計規則では、毎年度1回以上その管理する物品を、物品一覧表等と照合しなければならないとされており、また、物品の現物実査要領では、機関の長が総括責任者として現物実査を指示し、結果の報告を受け、これを承認することになっている。平成21年度に実施した行政監査「高額物品の管理及び活用について」の監査対象機関として、同学校の状況について書面にて報告を求めたところ、その中で、平成7年度に取得した電子計算組織一式（取得価格10,145,500円）は現存するとの報告があった。</p> <p>今回、物品の管理状況を实地に確認したところ、上記電子計算組織一式については、高等学校産業教育設備台帳上、平成17年3月に廃棄していたにもかかわらず、物品処分の手続きを怠り、物品一覧表から削除していなかった。また、実査を担当する職員が現物の確認を十分に行わないまま、現存するとの報告を繰り返して行っており、機関の長及び出納員もその事態に気がつかなかったものである。</p> <p>学校においては、今後はこのようなことがないよう、管理体制に万全を期し、適正に処理されたい。</p>							
講じた措置	<p>当該事項に関しては、その処理方法について関係機関と相談検討し7月20日に物品台帳上の廃棄処理を完了した。</p> <p>今後は物品の現物確認を十分に行い、物品の処分、購入に当たっては常にシステム上の処理を同時に進めることを関係職員に周知徹底した。</p>							
講じた措置	<p>その他</p> <table border="1" data-bbox="379 1189 571 2119"> <tr> <td data-bbox="379 1189 443 1330">機関名</td> <td data-bbox="379 1330 443 1429">監 査 結 果</td> <td data-bbox="379 1429 443 2119">講 じ た 措 置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1189 443 1330">出納事務局</td> <td data-bbox="379 1330 443 1429">物品管理が不適正</td> <td data-bbox="379 1429 443 2119">事務処理の見直し</td> </tr> </table>		機関名	監 査 結 果	講 じ た 措 置	出納事務局	物品管理が不適正	事務処理の見直し
機関名	監 査 結 果	講 じ た 措 置						
出納事務局	物品管理が不適正	事務処理の見直し						
3 指導事項に基づき知事等が講じた措置の概要	<p>140件の指導事項に対し、すべての機関から措置を講じたとの通知を受けた。</p>							
4 本課検討事項に基づき知事等が講じた措置の概要	<p>3件の本課検討事項に対し、すべての機関から措置を講じたとの通知を受けた。</p>							

公 示

機関名	監 査 結 果	講 じ た 措 置
農地整備課	飛騨エアパーク管理要綱の見直し	要綱の見直し
河川課	予算の上限まで支出することを前提としている報償額の算定方法の見直し	算定方法の見直し
社会教育文化課	博物館が定める岐阜県博物館資料取扱要項の見直し等の調整	要項の見直しを指導

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年三月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十三年二月十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人喜望会
- 三 代 表 者 の 氏 名 小 椋 喜 一 郎
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県美濃市上野一番地二
- 五 定款に記載された目的 この法人は、在宅で介護が必要な高齢者その他支援を必要とする人々に対して、地域に根差し、まごころのこもった助け合い及び居宅サービス・居宅介護支援等に関する事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十三年三月十五日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。
また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することができる。

平成二十三年三月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日 平成二十三年三月三日
 - 二 届出者の氏名又は名称 合同会社西友
 - 三 建物の名称及び所在地 西友改田店
岐阜市西改田字若宮六一
 - 四 変更した事項
建物設置者の代表者氏名
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）合同会社西友 職務執行者 野田 亨 外一者
（変更後）合同会社西友 職務執行者 野田 亨
- 大規模小売店舗の変更の届出に関する件
- 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五

条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十三年三月十五日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年三月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十三年三月三日

二 届出者の氏名又は名称

合同会社西友

三 建物の名称及び所在地

西友改田店

岐阜市西改田字若宮六一

四 変更しようとする事項

店舗面積

(変更前)二、四〇五平方メートル

(変更後)一、七八八平方メートル

駐車場の収容台数

(変更前)一三九台

(変更後)二〇七台

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年三月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
大和南地区	郡上市役所	平成二三・三・一五から 同・四・一三まで

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年三月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所

二 作業種類

公共測量(一級水準測量)

三 作業期間

平成二十三年二月二十二日から

同 年三月二十五日まで

四 作業地域

飛騨市神岡町殿地内

異種目換地の指定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二第一項の規定により、県営土地改良事業輪之内東部地区において樹立する換地計画に関し、次に掲げる従前の土地を、非農用地区域に換地する土地として指定したので、同法第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十三年三月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

従前の土地の表示
安八郡輪之内町

計	大字	地番	地目	用途	地積 (平方メートル)
	字				
	下大樽	井堰	田	田	三三七の内六五
	下大樽	井堰	田	田	三二〇の内二五
	下大樽	井堰	田	畑	五二
	下大樽	井堰	畑	畑	六二
	下大樽	井堰	畑	畑	一八八の内二五
	下大樽	井堰	畑	畑	八九の内一
	下大樽	井堰	六〇五地先	公衆用 道路	五八
七筆					二八八

指定管理者の指定

岐阜県長良川スポーツプラザに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県長良川スポーツプラザ条例（平成五年岐阜県条例第十五号）第十八条の規定により公示する。

平成二十三年三月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市宇佐南三丁目六番二〇号

株式会社技研サービス

二 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

平成二十三年三月十五日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ一

ブイ・アール・テクノセンター